

平成30年度地域包括支援センター運営事業評価の実施について

1. 実施根拠

「地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない」（介護保険法第115条の46第4項）

2. 評価方法

（1）地域包括支援センター運営事業評価表に基づく自己評価

①地域包括支援センター運営体制、②総合相談事業、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント業務、⑤介護予防ケアマネジメント業務、⑥介護予防普及啓発事業の推進、⑦総合評価）

（2）担当課による面談

3. 今後のスケジュール

（1）平成30年12月3日（月）～12月21日（金）

自己評価実施期間

（2）自己評価実施後 平成31年1月～

地域包括支援センターへの訪問・面談を実施

※地域包括担当の職員2名が各地域包括支援センターを訪問し、原則センター長と自己評価表を基に面談を行う。

（3）訪問時

市による評価表を用いて、各地域包括支援センターの評価を実施

（4）平成31年2月頃

地域包括支援センター等運営協議会等へ評価結果を報告